

法務局職員の増員に関する意見書

法務局（登記所）の所掌事務は、近年における社会経済情勢の発展、変化に伴い増大の一途をたどり、とりわけ登記事務部門における事務量は著しく増大し、かつ業務内容も複雑高度化してきている状況において、事務繁忙のあまりほとんどの法務局において、謄抄本の作成、表示登記の実地調査及び集団登記事件などの処理を民間下請けや恒常的臨時職員等の雇用を得て行っている。

また、土地や建物に関するトラブルや相続問題、個人での登記申請等、登記に関する相談事件も急増傾向にあるが、それに対する専門職員の充足がほとんどできない現状にあり、多くの職場で国民の期待する行政サービスの維持すら困難となっている。

このようなことから、国会において「『法務局』『更生保護官署』『入国管理官署』『少年院施設』の大幅増員に関する請願」が昭和55年から24年間にわたり連続して全会派一致で採択されたものと思料するが、いまだ依然として見るべき改善は図られていない状況にある。

よって、国においては、法務局の所掌にかかる行政事務の適正かつ迅速な処理、国民の期待する行政サービスの充実強化及び職員の労働条件の改善を図るため、法務局職員の増員を実現するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
法務大臣	野	沢	太三	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様